

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月6日
【会社名】	ウエルシアホールディングス株式会社
【英訳名】	WELCIA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 隆右
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地
【電話番号】	03-5207-5878（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地
【電話番号】	03-5207-5878（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,299,024,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年10月25日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株 式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	240,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成25年11月6日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成25年11月6日(水)開催の取締役会において、当社普通株式1,600,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式757,000株のその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	240,000株	1,299,024,000	649,512,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	240,000株	1,299,024,000	649,512,000

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3. に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村証券株式会社	
割当株数		240,000株	
払込金額		1,299,024,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数(平成25年8月31日現在)	4,397株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株券の保有に関する事項		該当事項はありません。	

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成25年12月10日(火)	該当事項はありません。	平成25年12月11日(水)

(注)1. 発行価格及び資本組入額については、平成25年11月13日(水)から平成25年11月18日(月)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

- 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ウエルシアホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,299,024,000	8,000,000	1,291,024,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 払込金額の総額は、平成25年10月25日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限1,291,024,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額12,863,727,800円と合わせ、手取概算額合計上限14,154,751,800円について、全額を平成26年8月末までに当社子会社であるウエルシア関東株式会社、株式会社高田薬局及びウエルシア関西株式会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、当該各子会社は、当社からの投融資資金を店舗新設のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第4期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年11月6日）現在（ただし、既支払額については平成25年9月30日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 増加予定面積 (㎡)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ウエルシア 関東(株)	東北地方 13店舗	店舗新設	1,992	16	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	11,840
	関東地方 93店舗	店舗新設	13,315	114	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	83,708
	中部地方 27店舗	店舗新設	4,274	102	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	25,892
(株)高田薬局	中部地方 28店舗	店舗新設	4,195	86	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	25,024
ウエルシア 関西(株)	近畿地方 22店舗	店舗新設	3,141	69	自己資金、 借入金及び 当社からの 投融資資金 (注)4	(注)5	(注)5	17,359

(注)1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定額には、商品代金は含まれておりません。

3. 増加予定面積は、建設予定売場面積を示しております。

4. 当社からの投融資資金は、当社が今回の増資（一般募集、その他の者に対する割当及び本第三者割当増資）による調達資金を子会社へ投融資するものであります。

5. 上記設備は平成26年8月期、平成27年8月期中に着手・完成する予定であります。具体的な時期については未定であります。

6. 当社グループは、医薬品・調剤・化粧品等を中心とした小売事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年11月6日(水)開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式1,600,000株の一般募集(一般募集)及び当社普通株式757,000株のその他の者に対する割当(その他の者に対する割当)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から240,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月4日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日) 平成24年11月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第1四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日) 平成25年1月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第2四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年4月12日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第3四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年7月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月15日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。下記「1 対処すべき課題」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。下記「2 事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載された事項を除き、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

今後の経済状況につきましては景気回復への動きが期待されるものの、不透明な海外の経済情勢や来年4月から実施される消費税の増税等により、消費者の生活防衛意識は今後も継続すると予想されます。

ドラッグ業界を取り巻く環境についても、価格競争や出店競争の激化はもとよりネット販売の解禁にみる医薬品販売等の規制緩和により、今まで以上に厳しい環境になると考えております。

このような状況のもと当社グループは、「ドラッグ&調剤」、「化粧品のカウンセリング販売」及び「介護」を核としたビジネスモデルを推進しその専門性を高めるとともに、「深夜営業」及び「早朝営業」にも取り組み、お客様の利便性や快適性を追求してまいります。

加えて、出店戦略の強化を図るなどグループ全体としての成長性の向上はもちろんのこと、本部主導のコスト削減による収益性の向上にも、グループを挙げて積極的に取り組んでおります。

また、以下の課題についても積極的に取り組んでまいります。

店舗名を「ウエルシア」に統一し、お客様への認知度を高めることによりブランディングの強化に努めてまいります。

将来を見据えた基幹システム等のインフラ整備を行うとともに、同インフラ活用による業務効率化にも積極的に取り組んでまいります。

既存店の改装等により活性化を図り、お客様にとって魅力ある売場作りをさらに推し進めてまいります。

お客様のニーズに応えるべく、薬剤師、登録販売者及び化粧品担当者への専門的な教育や優秀な人材の確保に取り組むとともに、これまで以上に研修を充実させ、人材の育成に取り組んでまいります。

中長期的な視点での取り組みである中国での合併事業を推進してまいります。

22店舗(平成25年8月末)で稼動しております太陽光発電事業を一段と推進し、環境問題にも積極的な取り組みを進めてまいります。

2 事業等のリスク

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在において当社グループが判断したものであります。

法的規制について

(a) 「薬事法」等による規制について

当社グループは、「薬事法」上の医薬品を販売するにあたり、各都道府県等の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としております。また、酒類、たばこ、食品等の販売についても、食品衛生法等それぞれの関係法令に基づき、所轄官公庁の許可・免許・登録等を必要としております。今後、当該法令等の改正により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その主なものは、次のとおりであります。

許可、登録、指定、免許、届出の別	有効期間	関連する法律	登録等の交付者
医薬品販売業許可	6年	薬事法	各都道府県知事等
薬局開設許可	6年	薬事法	各都道府県知事
高度管理医療機器等販売業及び賃貸業	6年	薬事法	各都道府県知事
保険薬局指定	6年	健康保険法	各地区厚生局長
毒薬劇物一般販売業登録	6年	毒物及び劇物取締法	各都道府県知事等
麻薬小売業者免許	2年	麻薬及び向精神薬取締法	各都道府県知事
動物用医薬品一般販売業許可	6年	薬事法	各都道府県知事
農薬販売業届出	制限なし	農薬取締法	各都道府県知事

(b) 医薬品の販売規制緩和について

医薬品の販売規制緩和については、平成18年6月8日に「薬事法の一部を改正する法律(公布日：平成18年6月14日、施行日：平成21年6月1日)」が成立しております。

当法律によれば、一般用医薬品についてリスクの程度に応じて3グループに分類され、このうちリスクの低い2つのグループについては、本法律により新設された「登録販売者」の資格を有する者がいれば、薬剤師が不在であっても販売を行うことが可能になっております。

このような規制緩和による一般小売店での医薬品販売の自由化に加え、医薬品のネット販売解禁により異業種との競争が激化した場合には、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 出店に関する規制緩和について

「大規模小売店舗立地法」においては、売場面積が1,000㎡超の新規出店及び既存店の変更については、届出が義務づけられております。

当社グループは、売場面積1,000㎡未満の店舗を基本方針として出店しておりますが、平成25年8月末日現在、当社グループにおける売場面積1,000㎡超の店舗は52店舗となっております。よって、例外的に1,000㎡超の店舗を出店する場合もあり、この場合は「大規模小売店舗立地法」により、地元自治体等との交渉の動向によっては、出店近隣住民及び地元小売業者との調整を図る事が必要となる可能性があります。従いまして、上述の法的規制等により計画通りの出店ができない場合は、今後の当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策について

当社グループは、平成25年8月末日現在で874店舗の運営をしております。最近の当社グループの業容拡大には、店舗数の拡大が大きく寄与しております。当社グループが新規出店する場合には、常に個別店舗の採算を重視しており、当社グループの出店条件に合致する物件がなければ、出店予定数を変更することがあるため、当社グループの業績見通しに影響を及ぼす可能性があります。

薬剤師不足問題について

薬局(ドラッグストアを含む)では、薬事法により店舗ごとに薬剤師の配置が義務付けられており、また、調剤業務は薬剤師が行わなければなりません。

しかしながら、薬剤師の採用確保は業界全体の課題であり、薬剤師の確保が予定通りできない場合は、当社グループの出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおける平成25年8月末日現在の薬剤師(資格取得者)の人数は、2,022名(うち、正社員1,036名)であります。

薬価基準及び調剤報酬の改定について

調剤業務における売上高は、薬剤収入と調剤技術に係る収入から構成されております。これらは、健康保険法に定められた、公定価格である薬価基準及び調剤報酬の点数をもとに算出されております。今後、薬価基準や調剤報酬の改定が行なわれた場合には、当社グループの業績見通しや業績に影響を及ぼす可能性があります。

調剤業務について

「ドラッグ&調剤」をビジネスモデルの中心とする当社グループは、今後、処方箋の応需枚数が益々増加することが予想されるため、薬剤師の調剤に対する知識の充実についても積極的に取り組んでおります。

また、調剤業務においても調剤ミスの防止を目的とした調剤過誤防止システムを導入し、かつ、調剤全店において「薬局賠償責任保険」にも加入しております。

しかしながら、調剤ミス等による行政処分や訴訟を受けることがあった場合、社会的責任を損なうことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩防止について

当社グループは、「個人情報保護法」施行以前より処方箋等の個人情報を扱っております。これらの情報は、万全の管理体制のもと細心かつ厳重な取り扱いをしておりますが、万が一漏洩した場合に、訴訟を受けたり、社会的信用を失墜すること等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社ツルハ、イオン株式会社との業務・資本提携について

- (a) 当社の連結子会社であるウエルシア関東株式会社と株式会社ツルハ(本社 北海道札幌市)は、平成11年8月23日に両社の経営基盤を集結することにより、相互の事業基盤強化と拡大を図ることを目的とした業務・資本提携を行うことで合意し、基本契約書を締結いたしました。

平成25年8月末日現在において、株式会社ツルハは当社の株式を3.82%(708千株)保有しております。なお、当社グループとは競合関係にありますが、出店調整等は行っており、当該契約による制約はございません。

- (b) 当社の連結子会社であるウエルシア関東株式会社とイオン株式会社(本社 千葉県千葉市)は、平成12年2月26日に今後のヘルス&ビューティケア関連事業の社会的意義と事業機会の将来性に着目し、相互の発展を目的とした業務・資本提携を行うことで合意し、覚書を締結いたしました。

平成25年8月末日現在において、イオン株式会社は当社の株式を29.19%(5,421千株)保有しており、当社はイオン株式会社の持分法適用会社となっております。

また、イオン株式会社の顧問であり、イオン株式会社の連結子会社である株式会社CFSコーポレーションの取締役会長、及び、同じく同社の連結子会社であるシミズ薬品株式会社の社外取締役でもある井元哲夫氏が当社の社外取締役を兼務し、株式会社CFSコーポレーションの社外監査役である谷内寿照氏は、当社の社外監査役を兼務しております。

なお、株式会社CFSコーポレーションは、関東及び静岡地方を中心にドラッグ事業を展開しており、当社グループとは競合関係にありますが出店調整等は行っており、当社及び当社グループの経営上の重要事項につきましても、独自の経営判断に基づき業務執行を図っており、イオン株式会社からの独自性は確保されております。

また、当社グループ子会社のウエルシア関東株式会社及び株式会社高田薬局には、イオン株式会社から社外取締役1名と社外監査役1名が兼職しており、同じく当社グループ子会社のウエルシア関西株式会社には、イオン株式会社から社外取締役1名が兼職しております。なお、ウエルシア関東株式会社は、イオン株式会社より執行役員として出向者を1名受け入れております。

イオン株式会社との取引については、イオン株式会社よりP B(プライベートブランド)商品「TOPVALU」及び「ハピコム」の供給を受けており、「イオン株式会社の店舗の仕入価格をもって、当社に対する仕切価格とする。」ことを取引条件としております。なお、当社の仕入額に占めるイオン株式会社グループとの取引金額は僅少であります。

買収(M & A)等の投資について

当社グループは、買収等を行う際に対象会社の財務内容や契約関係等について、詳細なデューデリジェンスを行い極力リスクを回避するよう努めておりますが、買収等を実施した後に偶発債務や未認識債務が発生する可能性も考えられます。また、買収等時に発生するのれんの償却については対象会社ごとに、その超過収益力の効果が発現すると見積もられる期間にわたり償却を行う必要があります。なお、平成25年8月期末におけるのれんの残高は7,857百万円であります。

今後、新たにのれんが発生し、その償却費用が増加する可能性があります。また、対象会社の業績が大幅に悪化し、将来の期間にわたって損失が発生する状態が継続すると予想される場合には、減損処理を行う必要が生じる可能性があります。これによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

介護事業について

当社グループの介護事業は、公的介護保険法内のサービスが中心で介護保険法をはじめとする各種関連法令によって規制を受けております。今後、これら法令の見直しが当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、介護事業所におきましては、質の向上・維持を図るため「ISO9001:2000」の認証を取得しておりますが、介護サービス中のトラブルなどによる訴訟を受けることがあった場合、社会的信用を損なうことで、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

減損会計の適用について

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により、今後においても、競合の激化や予期せぬ商圈の変化等により、店舗の収益性に変化があった場合は固定資産の減損処理が必要な場合があります。その場合、特別損失が計上され当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模な自然災害等について

当社グループは広域地域において営業活動を展開しており、大規模な地震・台風などの自然災害等により当社グループの設備に損害や従業員等の人的被害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ウエルシアホールディングス株式会社 本店
(東京都千代田区神田須田町一丁目9番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。